

よねざわ結婚応援サポーター規約

(趣旨)

第1条 この規約は、よねざわ結婚支援センター（以下、「センター」と言う。）と連携しながら、地域の独身男女の交流機会及び結婚支援情報を提供することにより、地域全体の結婚への機運醸成に取り組むよねざわ結婚応援サポーター（以下、「サポーター」と言う。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 サポーターは、地域全体の結婚への機運醸成に取り組む米沢市内の団体（企業、店舗、非営利団体）等で、次の各号のいずれにも該当しないことを要件とする。

- (1) 宗教団体又は政治活動を目的とする団体
- (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する団体
- (3) 公序良俗に反する団体
- (4) その他市長が適切でないと認めた団体

2 サポーターは、登録を希望する団体の概要（事業者名、代表者名、住所等）や問い合わせ先等が記載されたホームページ等により、適切な情報発信を行っている団体とする。

(登録区分)

第3条 サポーターの登録区分は、実施団体と協力団体とする。

(実施団体の取組)

第4条 実施団体は、次の各号の一つ以上に取り組むこととする。

- (1) 独身者向け婚活イベントの企画・開催
- (2) 独身者向けセミナー、情報交換会、結婚相談会の企画・開催
- (3) 独身者の結婚相談・斡旋等の結婚支援
- (4) その他独身者の結婚支援につながる事業

(協力団体の取組)

第5条 協力団体は、次の各号の一つ以上に取り組むこととする。

- (1) 各種結婚支援情報やセンター事業等の周知・情報提供
- (2) センターや、実施団体が行う取組への会場提供・実施支援

(登録申請)

第6条 サポーターへの登録を希望する団体は、登録申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(登録決定)

第7条 市長は、申込書の内容を審査し、適当と認めるときには、サポーターの登録を決定し、サポーター認定証（様式第2）を交付する。

(登録変更及び辞退)

第8条 サポーターへ登録している内容について、変更があった場合、もしくは登録を辞退する場合には、変更・辞退届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときには、その登録を取り消し、登録取消通知書（様式第4）により通知するものとする。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) サポーターから登録辞退の申し出があったとき。
- (4) その他市長が登録の取消が必要と認めた時。

(留意事項)

第10条 サポーターは、活動を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。サポーターの登録抹消後も、同様とする。また、サポーターが行う取組において、損失や事故・トラブル等が発生した場合も、市では一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。